

シュプールミホ美容室 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに働きやすい職場環境を整備することによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2024年 8月 1日 ~ 2027年 7月31日までの3年間

2. 内容

目標1 : 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間9日以上とする。

【対策】

- ・2024年 8月~ 従業員の年次有給休暇取得日数の確認を行い、ミーティング等において計画的付与制度・時間単位の年次有給休暇制度の導入をはじめ、取得日数向上に向けた取り組みを検討する。
- ・2024年 9月~ 就業規則の改訂・労使協定の締結、社内様式の見直し等を行い、年次有給休暇の取得促進に関する社内環境を整備する。また、配布・掲示物やミーティング等で従業員に対して周知や意識共有を行う。
- ・2024年 10月~ 有給休暇取得予定表の作成
- ・2025年 8月~ 年次有給休暇の年間取得日数について再度集計を行い、前年対比や従業員への意識調査を実施する。必要に応じて改善策を講じ、引き続き年次有給休暇の取得促進を図る。

目標2 : 仕事と子育ての両立を目指し、職場環境の整備および業務改善（業務の効率化、省力化、負担軽減など）を行う

【対策】

- ・2024年 8月~ 業務内容、業務体制などの現状把握を行う
- ・2024年 9月~ 課題や問題点が発見された箇所について、以下の通り職場環境の整備、業務改善に向けた取り組みを実施する。
 - ・業務手順の見直し
 - ・人員配置の見直し
 - ・担当業務割り当ての見直し

- ・用品または設備等の導入
- ・マニュアルの整備
- ・タイムマネジメント等の可視化
- ・スキルアップ研修等への積極的な参加
- ・その他職場環境の整備、業務改善につながる取り組み

目標3：美容師の人数を3人から5人以上にする。

【 対 策 】

- ・2024年 9月～ 職場で働きやすくなるよう職場環境の課題を洗い出し、改善に向けた取り組みを実施する。(具体的な取り組み内容は、目標2に準ずる)
- ・2024年 10月～ 個々のライフバランスに合わせた働き方を選択できるように就業規則の整備(育児介護休業法の定めを上回る休業・短時間制度、子ども行事等に利用できる特別休暇制度、有給休暇の計画的付与制度など)を行う。
- ・2024年 12月～ 採用活動における課題について社内で検討を行い、求人情報掲載先の見直し、ホームページのリニューアル(採用フォーム新設)など、必要な改善策を講じる。